

東北大学大学院法学研究科・法学部
外部評価（第三者評価）委員会

平成 27（2015）年度 評価結果

はじめに

東北大学大学院法学研究科の外部評価（第三者評価）は、東北大学法学部・法学研究科外部評価（第三者評価）委員会内規第2条の規定にもとづき、

- ①法学部・法学研究科の研究教育に係る活動実績・活動状況・環境整備状況等について客観的評価を加え、活動内容に問題点・改善点があるときは、これを指摘すること。
- ②外部評価（第三者評価）報告書のとりまとめに関すること。

を所掌する外部評価（第三者評価）委員会によって、法学研究科・法学部の研究教育活動の改善を図るために行われるものである。

この評価結果は、研究科長が委嘱した外部評価委員が、書面調査、学生・教員へのインタビューを含む現地調査、外部評価委員会会議における意見交換等を経て提出した評価シートにもとづいている。本年度の外部評価委員会会議は、平成28（2016）年2月22日に、東北大学法学研究科において開催された。評価結果のとりまとめに際しては、東北大学大学院法学研究科・法学部評価改善委員会において原案（外部評価委員からのご意見・ご指摘をそのまま記載することを旨とした）を準備し、外部評価委員にご確認をお願いした上で、評価結果を確定することとしている。

貴重なご意見・ご指摘を賜った外部評価委員の方々に、この場を借りて厚く御礼を申し上げます。

平成28（2016）年3月

東北大学大学院法学研究科・法学部評価改善委員会

目次

I	法学部・研究大学院（大学院法学研究科法政理論研究専攻）	3
II	法科大学院（大学院法学研究科総合法制専攻）	13
III	公共政策大学院（大学院法学研究科公共法政策専攻）	18
IV	総評	23
	資料	25

記載にあたって

- * それぞれの外部評価委員が記載した「評価シート」の所見をそのまま記載することを原則とした。各外部評価委員は「評価シート」において、各項目について、「A：大変良い B：良い C：特に問題はない D：問題があるので検討の必要がある E：悪いので改善の必要がある」の5段階で評定をくださったうえ、自由記述形式で所見を記載している。
- * 便宜のため、各外部評価委員の所見を箇条書き形式に整理して、通し番号を付した。

I 法学部・研究大学院（大学院法学研究科法政理論研究専攻）

評価項目 1. 学部の教育内容（大変良い：4名、良い：2名）

【評価すべき点】

- 1) 交渉やローヤリングやシミレーション科目がすこしずつ増えてきているのは良い傾向で、今後は楽しみである。新潟水俣病の記念式典 excursion もよい試みである。
- 2) ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを策定し、「全学教育」「基礎講義科目」「基幹講義科目」「展開講義科目」「演習」と、習熟段階・プロセスを明確にしている点は高く評価できる。とりわけディプロマ・ポリシーの掲げる「グローバル社会において、指導的・中核的役割を果たす自覚と展望を持ち、その基となる国際的視野とコミュニケーション能力を有する人材」（『学生便覧2015年度』）の養成は、まさに我が国における今日の高等専門教育の使命といってよい。編成された授業科目も法の体系としてバランスがよく、専門教育への架橋としても有意義である。また、学生募集の段階で6つの key competencies（専門力、鳥瞰力、問題発見・解決能力、異文化・国際理解力、コミュニケーション力、リーダーシップ力）を提示している点、さらに平成29年入試では「国際バカロレア入試」を予定し、世界に羽ばたく人材の輩出を狙う点など貴校の取組みは大きく期待される。
- 3) 「基礎講義科目」「基幹講義科目」「展開講義科目」「学部演習」に分類するカリキュラム編成とそれぞれに配されている実際の科目とは、バランスの良いものと考えられる。
- 4) 基幹科目が充実している。とくに民法は物権法、不法行為法・・・というように分けられていて、講義時間の不足で（たとえば）不法行為を教える時間がなくなってしまうという懸念がない。
- 5) 憲法が三部に分けられているのは、羨ましい限りである。総論が一科目用意してあるので、人権と統治の講義をじっくり行うことができる。
- 6) 社会保障法の独立した講義が通年で3、4年次に置かれていることも大いに評価できる。これからの時代は、幼児の保育や高齢者問題に関する法制度の知識が不可欠である。憲法、行政法の講義とうまく連動するよう学生を誘導して有機的に知識を身につけられるようにしてやれば、とくに地方公務員として全国に散って行く若者には良い贈り物になると思う。
- 7) 展開科目に興味深い科目が並んでいる。とくに、中国に関して、中国法制史、中国法、中国政治論と手厚い布陣になっているが、中国に関心のある学生がこれらを全て履修できれば、かなりまとまった知識を得ることができる。もしそのような認識を学生が最初から抱いていれば、アドバイザーから中国語を学ぶよう助言を受けることもあるだろう。そうなれば完璧である。
- 8) カリキュラムを見る限り、基礎法から実定法の最先端にいたるまで、学生の知的好奇心を刺激する多彩なメニューとなっている。
- 9) 専門科目の履修について、学生の個性と主体性を尊重する「完全自由選択制」の伝統と法学・政治学に関する基礎的学部教育の必要性の双方に配慮する観点から採用されている現行カリキュラムは、合理性があり、評価できる。

【今後の課題等】

- 1 0) オーソドックスな講義科目編成と内容であり、その意味ではよい。しかし、マンネリになっていないか、つねに反省が必要であろう。とくに法科大学院ができてから、法学部教育の目的が曖昧になってきている。学問を教えるということは、general arts としての法学を教えることだろうが、卒業生のほとんどが研究者以外の職業を選ぶとすれば、単純な「学問」指向でよいのか、疑問がないわけではない。東大法学部でも従来の I 類、II 類、III 類の分類を再検討する予定であると聞く。法科大学院進学コース、私企業コース、公務員コースなどに分けることも考えてみてもよい。
- 1 1) 全国的に、法学部の学生の学習レベルが下がってきていると聞く。法曹人気の低下から最初から法曹を諦めている学生が多くなっていることと関係があるようである。法曹の魅力について一流の弁護士の講演会をやってはどうか（参考、本林徹、新時代を切り拓く弁護士、商事法務(2016)）。その場合は法曹が社会的課題解決にいかに取り組んでいるか、を示すものがよい。
- 1 2) 「学部演習」は全く履修しなくても学士の学位が授与（学部卒業）できるようであるが、若干もったいないようにも思える（実際そうした学部卒業生がどの程度いるのか、その数も知りたいと思う）。
- 1 3) 法社会学が「展開講義科目」の 2 単位だけで（しかもおそらくは連続講義）、「学部演習」にないのも若干もったいないように思える。
- 1 4) いただいた資料以外の情報がそれほどないことから、B 評価（「良い」）としている（情報が豊富であれば A 評価（「大変良い」）に赴く可能性が高いのではないかと考えている）。
- 1 5) ディプロマ・ポリシーに掲げる教育目的 3 「グローバル社会に向けて国際的視野とコミュニケーション能力を有する人材を輩出する」という観点からは、外国語により行われる講義・演習を増やす必要がある。

評価項目 2. 学部の教育方法（大変良い：3 名、良い：3 名）

【評価すべき点】

- 1 6) 上 [=1] に書いたように交渉、ローヤリング、シミレーション科目など、臨床的な科目が増えていることは結構なことである。
- 1 7) 少人数教育の演習を重視し、30 単位を卒業要件単位への算入としている。こうした、演習の履修を積極的にすすめ専門教育の深化へ誘う編成は高く評価できる。初年度からのアドバイザー制や顧問制も機能し定着している。**1 学年160名を教員160名の動員で実施している点も素晴らしい（ヒアリング）**。また、他学部での科目履修も用意されており、2013年59科目482名（合格者374名）、2014年87科目926名（合格者755名）となっており、学生の知的好奇心を満たすものになっていると思われる。学生に社会への視野を与える好機となるキャリアガイダンスも継続的に行われており、頻度・内容の面でも十分評価できる。
- 1 8) 教授陣には全く問題はない。素晴らしい講義が展開されているはずである。
- 1 9) 四年一貫の専門教育が定着し一定の成果を挙げているものと推測しているが、そのことについては、やはり一年生向けにアドバイザー制が設けられていることに大きな意味があると思う。このことはむしろ学生に対する支援体制の在り様とも評価できるので、

その欄に記述することにする。なお、2016年2月22日開催の外部評価委員会の席上で、学生のドロップアウトを防止するうえでアドバイザー教員の声掛けが相当の効果をあげていることを確認した。

- 20) 学生の主体性を尊重した上で、一年次の初期から学生一人ひとりに勉学上の助言を与える「アドバイザー制」や新年度の開始期に履修相談窓口が設置されていることは、放任でなく、学生が必要とするときに助言を与えられるという点で、優れていると思われる。

【今後の課題等】

- 21) 伝統的教育法を採用している点では問題はない。しかし、どのような法学部卒業生をつくり出そうとしているのか、というアウトカム像から逆算して、どのような教育をし、どのような試験をしたらよいか、という事を考えてみてもよい。現代学習理論からは、講義を聴くことが最も効率がわるく、視聴覚を利用する方法がより効果的であり、レポートを書かせるとさらによく、討論させることはもっと良く、体験させる（例えばエクスターンや模擬裁判）ことはもっと効果が上がる。従来からの伝統的講義から離れて、いろいろの教育方法を試してみることも必要ではないか。
- 22) 「アドバイザー制」「履修相談窓口」の設置はたいへんよいと思う（ただ、どの程度の利用がなされているのか知りたく思う）。
- 23) いただいた資料以外の情報がそれほどないことから、B評価（「良い」）としている（情報が豊富であればA評価（「大変良い」）に赴く可能性が高いのではないかと考えている）。
- 24) 上述〔＝8〕の充実した教育内容を生かすためには学生が消化不良にならないようにするための適切なアドバイスが必要であり、アドバイザー制度の果たすべき役割は大きい。また、学生が自身の関心分野を見つけ、これを深めるにあたって、演習への参加も重要。
- 25) 少人数教育実践の場としてのロールプレイやディベートの強化によるプレゼン能力の向上を図る必要があると思料される。

評価項目3. 研究大学院の教育内容（大変良い：1名、良い：4名、特に問題はない：1名）

【評価すべき点】

- 26) 外国語で教える科目が増えていることは大変よい。
- 27) 外国法研究、実証研究、判例・事例分析、共同研究会、論文指導など教育科目・内容としてはバランスがとれており、学生のニーズに応えるものとなっている。
- 28) TOEIC等の成績による語学能力審査を行うことは相当であると考えられる。
- 29) 博士課程後期3年の課程について、法政理論研究コースのほかに、後継者養成コース、国際共同博士課程コースの3コース制としているのも時代のニーズをとらえた、適切なコース設定と思われる。
- 30) 上に記したように、教授陣はたいへん優れているので、それぞれがそれぞれの能力を発揮できているのであれば、全く問題はない。
- 31) 良い教員がそろっているので、どの分野においても安定感がある。
- 32) 後期課程における「法政理論研究コース」、「後継者養成コース」、「国際共同博士課

程コース CNDC」の3コース設定、CNDCにおける東北大学、海外連携機関両機関の博士学位（ダブル・ディグリー）取得による終了要件、2014年10月からの「後継者養成コース」における「研究者型」と「実務家型」に分けた選抜方法など、社会的ニーズの変化に対応するための積極的な取り組んでいる。

【今後の課題等】

- 33) 専門教育の実務教育シフトがすすむのは時代の趨勢ともいえるが、「研究第一主義」を標榜する貴大学院こそ基礎的な研究を深化させる努力を継続していただきたい。基礎的な研究の深化なくして国際的難題、先端的な難題に立ち向かうことは不可能である。なお、学生の知的好奇心を刺激し現代の難題に取り組むという意味で、例えば、新たな法的課題が生じつつある「高齢者問題」といった総合的融合的（比較法制含む）テーマで現状分析（学説・判例、実務）・立法政策の検討を行う科目があってもよいように思う。
- 34) いただいた資料以外の情報がそれほどないことから、B評価（「良い」）としている（情報が豊富であればA評価（「大変良い」）に赴く可能性が高いのではないかと考えている）。
- 35) 一段落としてB（「良い」）の評価にしているのは、博士後期課程のコース制の運営状況がまだよく掴めていないからである。この試み自体は大いに評価されてよい。外国語を身につけ古典の精読によって思索の力を磨くという伝統的なスタイルだけでは、今後の日本社会の発展に貢献することはできないし、学問の在り様としても、それだけでは物足りない。しかし、先人の深い思索に学び、自分もその極みに達しようと努めることは、学問を志す者にとってはやはり基本である。とくに東北大学には思索の深さを大切にする伝統があるように思われ、それを離れることは難しいであろうし、外部者としてもその伝統は維持していただきたい。
- 36) 国際化と後継者養成という一朝一夕では解決困難な二つの課題に向き合ってきているが、現在までのところ、いずれも途半ばの感が否めない。

評価項目4. 研究大学院の教育方法（良い：4名、特に問題はない：2名）

【評価すべき点】

- 37) 定員充足、学生の質の確保、国際化への取組、指導教員の負担、修了後のポスト不足など大学院の抱える問題は多い。このような課題を抱えながら「研究第一主義」の理念のもとに、法政理論研究コース、後継者養成コース、国際共同博士課程コースの3コース制を採用し、また2014年からは後継者養成コースを「研究者型」と「実務家型」に区分し「上級エクスターンシップ」などの科目を置き、理論と実務の架橋を視野に手厚い教育に取り組んでいる姿勢は充分評価できる。
- 38) 多様な演習が教育の中核をなしている。後期3年の課程においては必修となる博士論文指導など、少人数に対するきめ細やかな教育で応えることができる体制が確保されていると思われる。

【今後の課題等】

- 39) 国際共同博士課程コースの海外連携機関はリヨン高等師範学校など10機関で（『講義要綱2015年度』）、そのうちアジアは中国4、韓台それぞれ1となっている。既に取り

組まれていると思われるが、もう少し広範囲なアジア諸国との連携協定を模索し、優秀な人材を受け入れていくべきではなかろうか。

- 4 0) 前期2年での四分野にわたる研究指導体制の整備、後期3年での論文作成に係る研究指導体制にもとづく学修成果の評価基準の明示化に加え、国際共同博士課程コースにおけるダブル・ディグリーを取得することとしているのは評価できる（入学者が定員割れとなっているなかで、安定的継続的に質の高い入学者を確保し、質の高い修了者を輩出していけることを期待したい）。
- 4 1) いただいた資料以外の情報がそれほどないことから、B評価（「良い」）としている（情報が豊富であればA評価（「大変良い」）に赴く可能性が高いのではないかと考えている）。
- 4 2) 上〔＝35〕からの続きである。コース制をとる博士後期課程の問題点は、まずは、それぞれのコースの特質がそれぞれの担当教員に理解され、かつ受け容れられているかどうかである。自分は学生と古典を精読したいのに、実際には官庁の活動の調査とデータ評価を「させられている」というような、希望と現実の食い違いは生じていないか。私の認識では、今日の研究者は、古典精読派であっても、ある程度は現実問題の調査を主体とした研究と教育に従事せざるを得ず、結局は両方をこなすことを余儀なくされる。教員の業務がいろいろと増える中で、そのような芸当がどこまで可能なのか。貴学において、教員の個性に応じて適切な役割分担がなされ、多くの教員が自分の研究スタイルに適したコースで仕事ができているならば、そんな素晴らしいことはないと思う。
- 4 3) 留学生の質の確保が重要。そのためにも、彼らが日本（東北大学）での勉学に何を求めているかをよく研究する必要がある。

評価項目5. 教員体制・教員組織（大変良い：3名、良い：3名）

【評価すべき点】

- 4 4) ジェンダーバランス、若手とベテランの年齢構成のバランスがともにすばらしい。准教授陣に優秀な人材が多いことはよい。
- 4 5) 法学部・法科大学院全体を通じて、バランスのとれた組織体制である。高い研究実績を示される教員が多く、教育・研究の質・水準はハイレベルである。
- 4 6) 教授・准教授の数、バランス、女性教員の比率等のバランスがよいと思う。教員の質も非常に高いものとする。
- 4 7) 優れた人材が集まっていることは疑うべくもない。もう少し人員を増やしたいところであるが、これは言い出せばきりがない。
- 4 8) 前回（2013年4月1日）と比較して今回（2015年3月31日）は教授数が増加（29名→33名）し、准教授数が減少（24名→19名）している（男性教員が1名減少）。女性教員数は前回から横ばいで、比率は上昇している。女性教員の比率が高い水準にあることは、男女共同参画の観点から望ましいと考える。

【今後の課題等】

- 4 9) ただ、法科大学院設置後の教員の「流動化」は止むことなく進んでおり、貴校においても腐心されているところと推察される。魅力的な研究教育実績を示し積極的な共同研究を仕掛け、他校の俊英を引き寄せることが肝要ではないだろうか。

- 5 0) 他校でも取り組まれている外国人教員の採用が少ない。今後の課題であろう。
- 5 1) なお、「国際私法」科目の教員が転出し 27 年度科目では「なし」となっている。研究者のそれほど多くない分野ではあるが、国際化を学ぶうえで重要な科目だけに早急な手当てが望まれる。
- 5 2) 良い教員がそろっているが、現状に甘えず、更なるリクルート努力が必要。また、最近何人かの教員が転出しているが、その理由如何。
- 5 3) 国際化と後継者養成という二つの方向性の異なる二つの課題に向き合っていることから、教員スタッフの負担は重くなっているものと推察される。両者のバランスのとれたあり方を追求していただきたい。

評価項目 6. 学生への支援体制（大変良い：4名、良い：2名）

【評価すべき点】

- 5 4) 大学での教育の変化に対応し、アドバイザー制、クラス顧問、キャリアガイダンスなどを継続的に行っている点、また海外留学制度や早期卒業制度、学都仙台単位互換ネットワークなど、学生の勉学意欲を刺激し見通しを与えるための工夫がなされている点は高く評価できる。
- 5 5) 学生の自由選択を尊重しつつ、アドバイザー制、クラス顧問、履修相談窓口等、非常に充実していると思われる。自主性のある学生ほど、支援が充実する仕組みであり、よいと考える。
- 5 6) 1 年生向けのアドバイザー制により、学生は自分の関心なり目的なりに沿って履修選択を行う習慣を身につけることができているのではないか。貴学では卒業後に公務員になっている者のパーセンテージがかなり高く、多くの学生が、かなり早い時期から、おそらくは入学時から、おぼろげながらであっても公務員になりたいという希望を抱いているものと推測される。そして、その希望はかなりの程度で実現していると評価してよいであろう。それはアドバイザー制、さらには 2 年時のクラス顧問制の効果の表れとみてよいのではないか。
- 5 7) 2 で述べた約 5 名の学生に 1 名のアドバイザー教員を配置するアドバイザー制、履修相談窓口のほか、2 年次において学生からの相談に応えるクラス顧問などきめ細やかな支援体制が構築されていると思われる。
- 5 8) キャリアガイダンスでは、学生が志望する分野で活躍する型の生の声を聴く機会が設けられており、学生にとって進路や今後の履修計画を考えていくうえで貴重な経験となると考える。
- 5 9) 研究大学院終了の純粋研究者の就職口が確保できているようで、たいへん結構である。就職できない修士や博士課程満期退学者を無責任に出すことは避けなければならない。

【今後の課題等】

- 6 0) 学生の海外派遣（留学等）状況、留学生の受入状況は、『研究・教育の概要』12 号（139 頁）によると、2013 年派遣 4 名、受入れ 13 名、2014 年派遣 8 名、受入れ 12 名となっている。大学によっては法学部生全員の留学を検討しているところもある（一橋大学）。受入れは増加傾向にあると報告（同 12 号 138 頁）されており、教員の負担増にも

配慮する必要があるものの、相互交流の発展には大いに期待したい。

- 6 1) 学部については特に問題はないと考える。大学院については、今後大学のポストがますます減少するなかで、研究者以外の進路も含め、適切なタイミングで適切なアドヴァイスを行うことが求められる。

評価項目 7. 教員の研究活動（大変良い：4名、良い：2名）

【評価すべき点】

- 6 2) アドミニストレーションの仕事がますます増える中で、研究者教員のほとんどが多数の正統的な研究業績を上げており、研究の厚みに感心した。研究の厚みに関しては全国でもトップクラスである。
- 6 3) 科研費助成の共同研究、各分野の定例研究会など学内・学外行政の多忙な中で上質な研究活動がなされ、各教員の個人研究も充実しており、「研究第一主義」の理念は今評価期間においても果たされている。
- 6 4) 教員の個々の研究活動をそれぞれ理解しているわけではないが、事前に送付された資料のほかに、たまたま接する情報をも併せたとき、カリキュラムが質量ともに膨大ななかで、よくこれだけの研究活動をされていると考える。
- 6 5) 多くの教員が専門職大学院の業務をあわせて行う中で、良い成果をあげている。今後とも、研究第一主義を貫いていただきたい。
- 6 6) 各々の教員の方々が研究活動を行うのはもちろん、共同研究にも精力的に取り組み、着実に成果を挙げておられることに敬意を表する。

【今後の課題等】

- 6 7) 上の4の欄 [= 4 2] に書いたように、博士後期課程の教育との関係では、ジレンマを感じておられる方がいらっしゃるかもしれない。ところが、『研究・教育の概要』の研究会の開催記録に目を通すと、いずれの分野でも研究会活動が非常に充実していることが分かる。各教員の能力が総合的に高いことの何よりの証拠であろう。問題は、現在の態勢（体制と表記すべきか）が無理なく維持されているかどうかである。しかし、ともかく現況は素晴らしいので、A（「大変良い」）と評価しておく。
- 6 8) 5 [= 5 3] で述べたように教員スタッフの負担は重くなっているものと推察されるが、東北大学伝統の「研究第一主義」に立ち還る観点から研究活動のレベルに維持に配慮いただきたい。

評価項目 8. 特別経費（「博士後期課程を用いた新たな人材養成プログラムの開発」について） （大変良い：2名、良い：3名、特に問題はない：1名）

【評価すべき点】

- 6 9) この事業の「分野横断的な広い視野を持った研究者教員と実務上の諸問題を法理論的観点から考察できる実務家教員」を養成するためのプログラム開発という趣旨・目的、および、東アジアを中心とした海外パートナー機関との共同作業を内容とする取組は、国際化の実践的先導的な役割を果たすものであり、高く評価できる。
- 7 0) 平成 23 年度から 27 年度までの実施計画・実施状況をみても着実な成果をあげており、後継者養成コース、国際共同博士課程コースともに学生の受け入れやフェローへの採用

がなされ順調にすすんでいるといえる。

- 7 1) 募集にあたっての広報や海外パートナー機関との交渉なども的確に行われている。また『東北ローレヴュー』を刊行し博士課程の質と水準を示している点も高く評価できる。プログラム開発に関わる員数も各年度 10 名前後であり、各年度人件費、広報費用、旅費、『東北ローレヴュー』の製作費等も適切に管理され妥当な支出となっている。
- 7 2) 上記 3 及び 4 でも述べたが、これらのコース・カリキュラム編成は、時代のニーズを的確にとらえたものであり、また、国際共同博士課程コースにおけるダブル・ディグリーを取得することとしているのは極めて評価に値する。
- 7 3) まず、東北ローレヴューを刊行していることは高く評価できる。質の高い論文を恒常的に幾分か集めることは相当の労力を必要とする事業であり、これができていることは高度の教育の実現に成功していることの証左と評価できる。

【今後の課題等】

- 7 4) 後継者養成コースの実務家型については、実施状況として「・・・入学後、上級エクスターンシップを履修して、実務経験の中から研究課題を発見するべく研鑽をつんでいる。」とあるが、実務家としての経験からは、実務を行っている中で判例や学説に強い疑問を感じる問題が研究問題となるのであり、研究問題を「発見」しようとして発見するものではないと思う。その意味で、実務家型研究者は、このような肌身に感じた問題を解決すべく大学院に戻って研究するというスタイル（筑波大学大学院）が適切なのではないか。
- 7 5) 国際共同博士課程コースについては、コモンロー国の提携大学がもう少しあるとよい。
- 7 6) なお、「理論と実務の架橋」という言葉が出てくる。司法制度改革審議会報告書で出てくる言葉なので致し方ないが、理論と実務が川あるいは海を隔てて遠く離れているというイメージは間違いではなかろうか。アメリカではこのような議論はない。私には、実務から離れた理論はあり得ないように思われる。
- 7 7) 後継者養成コース（実務家型）において、送付された資料（カラーのポンチ絵）からは、司法修習を終え、弁護士登録をして弁護士活動を行うなかで後期課程に入学して履修すると受けとめたが、この弁護士 1～3 年目の間の後期課程の具体的なカリキュラムがどうなっているのか、弁護士活動（特に初期なので集中的に行うことで弁護士としての力も付けることが可能となる）とのバランスがどうなるのか、関心を覚える。
- 7 8) いただいた資料以外の情報がそれほどないことから、B 評価（「良い」）としている。
- 7 9) 後継者養成コースが平成 26 年度から研究者型と実務家型に二分されたということであるが、実務家型を設けた趣旨は一応理解できる。しかし、研究者型の方は、従来の法政理論研究コースといかなる関係に立つのか。その差異化がうまくできて、将来的に研究者スタイルの多様化に貢献することになれば、高く評価できる。そこが目下のところ判然としないので、B の評価（「良い」）に止めておく。
- 8 0) 後継者養成コースは面白い試みであると思うが、研究者養成との違いが良くわからない。むしろ、実定法の研究者はロースクール修了、司法試験合格を前提とするべきではないか。
- 8 1) 研究者・実務家教員を養成することを目標とする後継者養成コースは平成 26 年度からコースを（研究者型）と（実務家型）に二分するなど実務と理論を架橋する体制を整え

られ、後継者を育成しつつあるが、平成 28 年度以降のフェローの給与等経費の確保等が今後の課題とのことである。国際共同博士課程コースは、国際的に活躍できる研究者・高度専門職業人を養成するプログラムを海外の教育研究機関と共同で開発することを目標としているが、海外からの優秀な学生の受け入れによる博士課程の水準向上が見られ、博士課程学生のキャリアパスが多様化し、教育の国際ネットワークによる国際共同研究が推進されているとのことである。

評価項目 9. その他

【評価すべき点】

8 2) 法学部のパンフレットに「所属ゼミなし」の学生が登場しているので、もったいないことだと思って眺めていたが、よく見ると、それらの学生も無料法律相談所やその他の自主ゼミで活動しているようである。無料法律相談所は、中川善之助先生のお名前とともに、私のような旧世代の人間でも頭の片隅にはある。しかし、その他の自主ゼミについては知らなかった。とくに国家公務員研究会や公共政策研究会は、公務員の世界に多数の人材を送り出している貴学において、重要な学びの場を形成しているものと推測される。

【今後の課題等】

8 3) 学部は法科大学院への人材供給ベースである。現在の法曹人気の低下は、弁護士就職難が過度にあるいは故意に喧伝された結果が大きい。学部は法曹の魅力や法曹へのモチベーションを高め、法曹希望者を増やしてほしい。法曹の体部分を弁護士が占めるのだから、弁護士の仕事に心身を捧げている人を招いて学生に聴かせ、弁護士の仕事の魅力を伝えて欲しい。今の若者は、社会奉仕に熱心である。弁護士がいかに social good の増進に取り組んでいるか、というような体験談を高校生に聞かせる機会ができればたいへんによい。

企業は、東北大学法学部の入学の偏差値を見て、ブランドとしての東北大学法学部卒業生を採用している。学生がなにを学んだか、という事は、原則として顧慮しない。General arts としての法学は、企業にはどうでもよいことである。

もし、東北大学法学部卒業生に対する企業の評価を上げたければ、コミュニケーション能力、語学力（英語と中国語）、議論と討論の能力、議論と討論を経てバランスの取れた結論に到る能力、文書作成能力を鍛える必要がある。これらの能力は法曹としても必要な能力である。

コミュニケーション能力については、最近人と相対して顔を見ながら自分の考えを伝え、相手の話を聴くということが出来ない人間が増えつつある、という話を企業人からよく聞く。企業では、コミュニケーション能力のない者は使いものにならない。相手を説得する能力と同時に、必要に応じて相手に説得される能力(協調力)も必要である。交渉やローヤリングの科目があるのは大変結構であるが、多面的な議論能力と、他人の意見を評価し、バランスのとれた結論を身につけるような、議論の仕方を教えることに力点を置く演習がもっとあってもよい。(討論するとする演習がいくつかあるが、どの程度討論の方法論を考えながら教育しているのか分からなかった。)

英語力については言うまでも無い。議論と討論の中からバランスのよい結論を導き出す能

力も企業では高く評価される。起承転結を踏まえた説得力ある文書作成能力も企業では評価される。これらの能力の養成を、従来型の知識偏重の法学教育の中にどのように組み込んでいくか、ということが非常に難しい。

科目についても、企業から見た場合には、会計学と租税法、労働法、知的財産法は必須である。基礎法学に属する科目も、卒業生の思考能力にボディブロー的に大きな効果を与える。

- 8 4) 社会全般にわたって国際化・情報化が進展し、大学が社会から厳しい目でみられる時代になった。こうした中、国立大学とりわけ人文社会系学部は、文科省の「第三期中期目標」による人文社会系改革案で厳しい局面を迎えている。日本学術会議や経団連などの批判・反論はあるものの着々とすすめられているようだ。大学教員や組織の在り方について改革を求める構想であり、国立大学は多かれ少なかれ対応を迫られている。

また、法人化以降、一貫して断行されているのは大学教育予算の削減である。象徴的なのは運営費交付金である。法人化が開始された平成 16 年には 12,415 億円あった交付金が 27 年には 10,945 億円と金額で 1,470 億円 12%の削減となっている（文科省）。この削減分の補填は競争的資金や付属病院収益（医学部・附属病院を抱える大学）で行われているのが実情である。

こうした状況下、ポストドク問題などをかかえる大学院が優れた研究者を養成するのは容易ではない。博士課程への進学に躊躇する傾向に歯止めをかける必要もある。後継者育成という重い課題に 대응していくには、大学・研究大学院の内発的な改善・改革努力に加えて、文科省による大学院設置基準等の大胆な見直し（内発的な大学・大学院の連携、専攻間の連携、大学間の連携・共同、国際機関との連携・共同、人事交流、定員管理の緩和などを推し進め、社会の・国際社会の難題に取り組む「知の拠点」創りに歩をすすめるため）が不可欠であると推察される。

- 8 5) 研究、教育の両面から、有力な外国人教員の雇用と外国語による授業は必須になると思われる。早急な対策が必要である。
- 8 6) 学内における研究のほか、多くの教員の方が行政機関における各種委員への就任等、専門知識を活かして学外においても様々な活動を行っている。引き続き、こうした形での社会貢献へのご配慮をお願いしたい。

II 法科大学院（大学院法学研究科総合法制専攻）

評価項目 1. 教育目的と特徴（大変良い：2名、良い：1名）

【評価すべき点】

- 87) 「優れた法曹」養成のためにアドミッション・ポリシーを明確にし、学習環境の整備、キャリア支援など学生に寄り添った教育を実践し、東北地方唯一の法科大学院として奮闘されている点は高く評価できる。科目の配置についても基礎力の充実に加え、「実務的・先端的・学際的・現代的・国際的科目の充実」を図り、判例・事例研究に偏らない応用展開力を習得させる工夫がなされている。
- 88) 「優れた法曹」養成の6つの項目は、必要且つ十分である。

【今後の課題等】

- 89) 特に問題はない。「優れた法曹」の(6)は、「知的なエリートとしての誇り・・・」ではなく「法曹としての誇り・・・」であろう。問題はこのような貴学が考える「優れた法曹」を構成する諸要素が、具体的授業の中でどのように教えられ、学生が身につけたかどうかをどのような試験等の評価方法で評価するか、ということである。ほとんどの法科大学院で、養成すべき法曹像と教育方法の間に意識的関連づけがなされていない。しかし、現在のように司法試験が法科大学院教育内容を規定している状況ではこれは難しい。

評価項目 2. 教育の実施体制（大変良い：2名、良い：1名）

【評価すべき点】

- 90) エクステンション教育研究棟の設備はすばらしい。特に24時間利用できる点は他にないのではないだろうか。学生達も異口同音に24時間利用の利便性を高く評価していた。
- 91) 教員の研究室離れていることはオフィスアワーの効果を減殺するが、どの法科大学院でも実際は学生は授業の後に教員を捕まえて質問をしている。そこで、1限から2限の休憩時間を20分としたことは大変よい改革である。
- 92) 教員の年齢構成とジェンダー構成はすばらしい。女性教員の比率はおそらく日本一であろう。
- 93) 平成26年度より定員変更（既習30名、未習20名）を施し、より質の高い法曹の輩出を目指している点は高く評価できる。現員は91名（1年次20名、2年次3名、3年次3434名）となっている。東北地方唯一の法科大学院となったことを踏まえれば、1年次定員50名50名を満たす合格者の受け入れも十分可能なのではないだろうか。平成28年度28年度より「飛び入学制」「特別選抜制」を導入し（『法科大学院自己評価報告書』26頁26頁）、在学期間短縮、社会人出身者の育成といった選抜方式の多様化が図られる。「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」の加算条件に沿った改革であり、成果が注目される。
- 94) 研究者教員と実務家教員のバランスがよい。施設もよい。

【今後の課題等】

- 95) 教員の編成・配置については、バランスがよく、30%近い女性教員の割合も維持されており高く評価できる。ただ専任教員20名に対し、兼任教員（他大学等の教員等）が18名

という構成は諸般の事情（必置教員の緩和など）から理解はできるもののやや気になるところではある。多様な知見に触れるという積極面もなくはないが、法科大学院の全般的な運営の深化（専任教員の負担増を招く可能性）、コミュニケーションの深化（学生と教員、教員間）という観点から専任教員の増員が望ましいのではないかと思われる。

評価項目 3. 教育内容（大変良い：2名、良い：1名）

【評価すべき点】

- 96) オソドックスな内容である。1年次34単位、2年次44単位、3年次44単位の上限は、文科省の昔の制限のままであるが、法律基本科目の教育は十分になされているので、自学自修の時間の確保を優先させた結果と了解する。それでよいと思う。
- 97) 進級要件の厳格化は大変よい。法曹に向かない者は早く退出を促すべきである。
- 98) 運営委員会の下に就職担当（進路委員会）を設置したことは大変よい。企業法務の就職先も開拓できるとよい。
- 99) 学問、音楽・芸術、スポーツなど分野を問わず、邂逅し開眼する。開眼後も迷い難題に直面すれば基礎・基本に立ち返ることは熟達の常道である。貴法科大学院の未習コースでは1年次導入科目に加え、「法学の基礎」「リーガルリサーチ」「法律基礎演習」などの科目を配置し「開眼」に向けた試みがなされている。またTA制度での支援も手厚い。「先輩法曹による少人数ゼミの設置や法律文書作成」（一橋大学など）、「じっくりコースの創設（秋開始3.5年）」（慶応大）など基礎的学習支援を行っている他校と比しても遜色はない。
- 100) 既習者コースの科目編成・単位配当もバランスがとれており、応用・展開においても基本に立ち返る姿勢は評価できる。とりわけ、28年度から基幹科目を、実務公法、実務民事法、実務刑事法の3科目から、基幹憲法、基幹行政法、基幹民法、基幹刑法、基幹商法、基幹民事訴訟法、基幹刑事訴訟法の7科目に編成替えを行い、研究者教員と実務家教員が連携して担当する改革（LAW SCHOOL 2016 p.4）は、今後予定される「共通到達度確認試験7科目」対応にもなり、注目したい。
- 101) カリキュラムの編成や科目自体も、首都圏の評価の高い法科大学院と同様であり、申し分ないと考える。

評価項目 4. 教育方法（大変良い：2名、良い：1名）

【評価すべき点】

- 102) 法科大学院修了生を支援する「法務学修生」の制度は大変素晴らしい。定期試験前の準備期間も良い制度である。
- 103) 「少人数による双方向・他方向の質疑形式」を軸に授業科目の特性に応じた教育方法を一貫して継続し成果をあげられている点は高く評価できる。主体的な学習を促す取組も、OAや教育支援システムを準備し充実している。特筆すべきは、司法試験対応科目以外の科目の充実である。「実務法理学」「法と経済学」「医事法」「執行・保全法」「社会保障法」「少年法・刑事政策」「トランスナショナル法」「金融法」「子供と法演習」など極めて重要で魅力的な科目が配置されていることである。現実の社会まして法的紛争の舞台では視野の広さ深さが強く求められる。これらの科目については履修者

も多く、学生の学習インセンティブを高める貴法科大学院固有のカリキュラムメソッド
と言ってよいのではないだろうか。

104) 比較的少人数の双方向教育がなされており、たいへんよいと考える。

105) オフィス・アワーの制度もよいと考える。

【今後の課題等】

106) 相対評価の各グレードの%規制の他にアメリカのロースクールでは点数の中央値を
一定範囲以内に納めるという規制をしている学校が多かった。検討の価値はありそう。
日本の法科大学院では採点が甘い方に傾きがちである。

評価項目5. 学業の成果 (良い: 3名)

【評価すべき点】

107) 進級制のもと「厳格かつ公正な成績評価」を行っているため、原級留置者がでる。こ
の原級留置者には再履修リカバリーの仕組みが用意され、学生の能力の向上、質の確保
に向けて丁寧な指導がなされている。育成的成績評価プロセスとして高く評価できる。

108) 法科大学院全体をとりまく状況のなかでは、まずまず健闘していると考ええる。

【今後の課題等】

109) 法科大学院では学業の成果は、司法試験でのみ測られているのが現状である。全体
からみれば大変よいが、上の方の法科大学院を見るとまだまだ改善の余地がある。改善
のポイントは優秀な入学生の確保である。教育体制、内容、方法に大きな問題が無い以
上、思いつきではあるが、高名な弁護士の講演会など、学部学生に法曹の魅力を伝える
企画を強化してはどうか。貴学の法科大学院修了生に東北大学法科大学院の魅力を語っ
てもらってはどうか。東京に行くと司法試験情報が多いという誤解の解消もしたい。

110) 原級留置は、日本の教員は慣れていないが、本人のためであるから厳格に実行した
方がよい。

111) 司法試験合格者は、25年度39名(合格率22.5%)、26年度42名(合格率26.4%)、
27年度35名(合格率25.7%)となっている。合格者数、合格率ともにやや不満が残るも
の、法曹志望者の首都圏集中傾向や予備試験シフト傾向からは致しかたないところ
ではある。今後は累積合格率70%を目標とすべきだろう。なお、現状で短答式合格者の最
終合格率が他校に比して低いのが気かりである(一橋69.3%、京大64.6%、東大
63.9%、神戸48.3%、大阪38.4%、北大38.2%、九大36.4%、東北大34.3%となっ
ている)。基本的な法知識は習得しているが、教育目的として措定された「広い視野から多
様な視点を設定して具体的な問題について考察する能力」「緻密で的確な論理展開をす
る能力」の養成という観点から検証してみる必要もあるのではないだろうか。

評価項目6. 進路・就職の状況 (良い: 3名)

【評価すべき点】

112) 法曹以外に進んだ者を把握するよう努力している点は高く評価できる。司法試験に
合格できなかった者は間違った法曹養成制度の犠牲者であり、彼等のケアは大切である。

113) 修了者の追跡調査を継続的に行い、非法曹界へ進路選択を行った者に対しても進路の
把握に努めており、同窓会組織と連携するなど関係維持の努力がなされている。思い半

ばにして公務員、民間企業といった進路を選択することは決して撤退ではなく、法科大学院修了生の新たな可能性を切り開く賢明な選択である。公共政策の制度設計や企業法務などの職域で法科大学院修了生は貴重な戦力になるはずである。貴法科大学院では進路変更の舵をきる学生へのケアもなされており、全体としては高く評価できる。

- 1 1 4) この点も、法科大学院全体のなかでは、まずまず健闘していると考ええる。
- 1 1 5) 修了生への支援がなされている点も評価できる。

評価項目 7. 改善への取組状況（大変良い：1名、良い：1名、特に問題はない：1名）

【評価すべき点】

- 1 1 6) 併願性の導入、定員 50 名への削減、研究者養成など、法科大学院を取り巻く厳しい環境の中で懸命の改革を行い、「優れた法曹」輩出に向けて継続的な施策を遂行していることは高く評価できる。
- 1 1 7) 昨年行われた文科省「平成 28 年度法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム審査」では各法科大学院から様々な特色ある取組が提示され、「卓越した取組」「特に優れた取組」「優れた取組」などの仕分けがなされた。貴法科大学院は研究者養成として「①理論と実務に精通した教員養成プログラムの拡充 ②多様な進路選択支援プログラムの提供」を提案し、「優れた取組」と評価された。28 年度から実施を予定している「飛び級制」や「特別選抜制」などの取組と相俟って数年後の成果が期待できる。
- 1 1 8) 厳格な成績評価と進級制度により、修了生の質は保たれていると考ええる。

【今後の課題等】

- 1 1 9) FD 活動は授業参観や学生評価など一通りのことはやっているが、法科大学院に対する逆風のなかでなかなか効果が上がらないのではなかろうか。優秀な学生を集めるための地道な公報活動や学部での法曹の魅力を伝える活動などをやるしかない。
- 1 2 0) 教育現場は単なる既知の知見を身につける訓練の場ではなく、日々深化する研究成果に支えられた知の最前線に学生を誘う場である。諸改革がすすむ中、今後も貴法科大学院の理念である「研究第一主義」を礎とした取組を推し進め、我が国の抱える諸課題に応え、また世界を視野に入れた知的リーダーとして活躍できる人材の輩出に尽力していただきたい。

評価項目 8. その他

【評価すべき点】

- 1 2 1) サバティカルを取れない法科大学院が多い中で、サバティカルを取っている教員が多いことは大変良い。法科大学院は、雑務が研究時間を喰う傾向がつよく、教員の研究時間の確保はたいへんに大切である。また、法科大学院の事務行政に多くの時間が割かれる現状で、ほとんどの研究者教員が立派な研究業績を上げていることは、たいへんに素晴らしい。

【今後の課題等】

- 1 2 2) 弁護士数の増加（平成22年法曹人数33,401名うち弁護士数28,828名、平成27年法曹人数41,287名うち弁護士数36,466名〔日弁連調査〕）や紛争案件の減少（民事第一審通常訴訟事件〔地裁〕平成22年227,435件〔過払金等除く〕に対し平成26年41,015件〔過払金等

除く]) (司法統計) など弁護士を取り巻く環境には非常に厳しいものがある。弁護士登録をしない修習修了者も増加傾向といわれている。弁護士の職域拡大が急務になっている。

また、予備試験の存在が益々大きくなっている。平成27年の出願者は12,543名で法科大学院修了者の受験者をはるかに凌ぐ。貴法学部、法科大学院からの出願者も法科大学院27名、法学部28名となっている(中教審法科大学院特別部会資料)。最終合格者も平成26年163名となり、もはや制度の趣旨を離れ、予備試験ルートからの早期資格取得が確立した感がある。

こうした状況で、様々な改善の効果をあげるためにも学生に対して、法科大学院制度、法科大学院の教育、予備試験をどのように評価し位置づけるかを再度明確にし、「優れた法曹」を育てる貴法科大学院の6つの competency を再確認することも重要になってきたのではないかと思われる。

Ⅲ 公共政策大学院（大学院法学研究科公共法政策専攻）

評価項目 1. 教育目的（大変良い：3名、良い：1名）

【評価すべき点】

- 1 2 3) ますます行政が複雑化する現在、公共政策に関して高度の教育を行う必要は大変に高い。おそらく修了生の能力は大変に鍛えられていると思われる。官公庁や企業がそれに気づくには時間が掛かるが、いずれ官公庁や企業で東北大学公共政策大学院の修了生に対する評価が高まるであろう。
- 1 2 4) 現実を眺めて課題を発見し、その解決策を探究することの意義を説いておられるものと理解した。その理念は大いに評価できる。
- 1 2 5) 幾多の専門職大学院がある中で、かつ、資格を与えない大学院であるにもかかわらず、目的が明確であることは評価できる。
- 1 2 6) 行政に対する市民のニーズが多様化・複雑化し続けるとともに、地方分権が進められ、地方公共団体においても政策立案能力の向上が求められている現在、教育目的に掲げられた政策プロフェッショナルの育成は重要かつ喫緊の課題であり、時宜にかなったものである。
- 1 2 7) 教育目的は、どのような人材を育成するかが具体的にイメージできるように的確に定められていると考える。

評価項目 2. 教育内容（大変良い：3名、良い：1名）

【評価すべき点】

- 1 2 8) 体験を通じて学修する方法は大変高い教育効果を上げるが、日本では珍しい。おそらく教員側の負担も大きいと思うが、高く評価できる。学生の声（12期座談会）と在学生・修了生からのメッセージ」を読んでも学生が生き生きしていることが分かる。
- 1 2 9) ワークショップの実施により、現実の政策課題にいかに対応するかについて、実際に現場に足を運んだうえで思索を巡らす訓練を施していることは大いに評価できる。構想を立て計画を練る段階での教員のご苦勞はたいへんなものであらうと推察する。
- 1 3 0) アドミッション・ポリシー中、貴大学院が受け入れる学生像に「公共性への情熱を持ち、公務に対し、献身的な資質を有すること」を掲げていることに特に敬意を表す。
- 1 3 1) 必修科目の公共政策ワークショップでは、1年次は現実にある身近な政策課題について、2年次には自ら国又は国際レベルの政策課題を見出して、それぞれ解決策を検討していくこととされており、学生が着実に力をつけられるよう配慮されたカリキュラムが構成されていると考える。
- 1 3 2) 政策立案に資する情報を的確に収集・分析する力は、政策実務において大変重要であり、「政策調査の技法」を必修としていることは適切であると考え。

【今後の課題等】

- 1 3 3) たとえば環境法の講義で登場する民法の不法行為理論や行政法の訴訟理論を法学部以外の学部の出身者にどのように学ばせているのか。法学部出身の学生に経済学の基礎知識をどのように学習させているのか。ある学生が座談会の席で、自分と違った勉強をしてきた人と話すのが楽しいと発言しているが、そのような発言が出るということは、あ

る程度異分野教育に成功しているということだと思う。

- 1 3 4) 法学部をバックグラウンドとすることによる統一感と、実務家教員の経歴の多様さがうまくバランスされている。基幹科目の更なる充実に期待する。

評価項目 3. 教育方法 (大変良い: 2 名、良い: 2 名)

【評価すべき点】

- 1 3 5) ディプロマ・ポリシーは素晴らしい。このディプロマ・ポリシー出示した目標を達成できるよう・・教育課程を編成・実施した」という目標から逆算して教育課程の編成・実施をしている点も高く評価したい。
- 1 3 6) 調査や交渉など、対人関係処理のスキルを実践的に教えていることも素晴らしい。
- 1 3 7) きめ細かな指導をしている。指導が画一的でなく従来のやり方を漫然と踏襲したものでなく、工夫がある。
- 1 3 8) 論文指導に力を入れているのもよい。
- 1 3 9) ワークショップは、学生からの評判も高く、良い形で定着したと考える。
- 1 4 0) ワークショップにおいて、現場での調査や意見交換を通じて生の政策課題を体感し、政策課題を観念的なものではなく現実的なものとして捉えたうえで、解決策を検討していく仕組みを採っていることは高く評価したい。また少人数の学生に対し理論と実務の専門家を 1 名ずつ配置し、理論と実務のバランスがとれたきめ細やかな指導ができる体制が確保されていると考える。
- 1 4 1) 行政の現場では、市民や関係機関等に対して政策の目的を的確に説明し理解を得る「説明力」がきわめて重要であり、政策立案能力のみならず、文章作成能力やプレゼンテーション能力、答弁能力、質問能力の涵養まで視野に入れた教育方法は適切であると考える。

【今後の課題等】

- 1 4 2) 上の「教育内容」について述べたこと [= 1 3 3] と同様である。たとえば、公共政策特論 I の講義で言えば、戸澤の国際関係論の知および飯島、北島の行政法学の知と島田のもつ経験知とが、どのような問題についてどのような形で融合しているのか。つまり、異分野学習を成功させるには、関係分野の基礎知識を十分に吟味し、実際に講義に登場する具体例に即して応用してみせるという芸当が必要だと考えるのであるが、そういう方向での工夫をどのような形で行っておられるのかがもうひとつ理解できなかった。B の評価（「良い」）に止めたのは、そのためである。現場を重視し、かつ個別的な指導をされていることは充分評価できる。

評価項目 4. 成績評価・修了認定 (大変良い: 1 名、良い: 2 名、特に問題はない: 1 名)

【評価すべき点】

- 1 4 3) AA と A を 1/3 以下とする一般的な相対評価を採用しており、問題はない。
- 1 4 4) ワークショップの成績評価を審査委員会ないし複数教員で行っていること、およびワークショップにおける政策提言内容について地方公共団体等に対するプレゼンテーションを行わせていることは大いに評価できる。
- 1 4 5) 成績評価基準の共通化によって、厳格で公正な成績評価が実現されているとのことで

ある。

評価項目 5. 入学者選抜（良い：4名）

【評価すべき点】

- 1 4 6) コミュニケーション能力と集団作業能力、公共性への情熱と公務に対する献身的な資質は行政の実務において必要不可欠なものであり、入学者選抜に当たりこれらの資質を重視し、また、そのことを学生に明示していることは適切であると考ええる。
- 1 4 7) 法学・政治学への基礎的な理解のほか、集団作業参加への積極性を審査することによって、法学部卒業生のみにも有利にならない試験を実施し、社会人・他学部生が受験しやすいよう配慮しているのは意義のあることと考える。

【今後の課題等】

- 1 4 8) 面接の点数は入学後の学生の成績との相関関係はあるのだろうか。東大理 III では、入学面接はしていない。それはその後の医師としての成長との相関関係がないから、という理由である。東京の某法科大学院では、明らかに法曹に向かない受験者（コミュニケーション能力のない者）をはじくために面接を使っている。面接の有効性の検証とともに、有効な面接の方法論を検討する必要があるだろう。
- 1 4 9) 小論文を課していることは評価できる。そのテーマも、よく練られていると思う。採点のための評価基準の設定、および口述試験での聞き取り項目への反映に関して、教員間にある程度の合意が必要だと考えるが、それがどのように確保されているかが明確になれば、さらに高い評価を与えることができる。

評価項目 6. 学生への支援体制（大変良い：3名、良い：1名）

【評価すべき点】

- 1 5 0) アドバイザー教員が一人一人の学生についていることは、かなり贅沢である。
- 1 5 1) ワークショップに関してアドバイザー教員制を設けるなど、学生に対してきめ細かい助言を与えるための仕組み作りがなされている。
- 1 5 2) 学生からの聞き取りから、ワークショップのようなカリキュラムと学生への支援がうまく一体化していることがうかがえる。
- 1 5 3) 学生にとって身近なワークショップ担当相員をアドバイザー教員と位置づけて学生からの相談に対応し、1年次には同教員により、随時進路指導の個別相談も実施していること、相談内容のうち特に重要な事項は全教員にフィードバックできる体制を確保していることから、質の高い支援体制が構築されていると考える。

評価項目 7. 教員組織（大変良い：2名、良い：1名、特に問題はない：1名）

【評価すべき点】

- 1 5 4) 教員に実務を経験した者が多いことがよい。研究者教員との交流を通じて研究者教員もおそらく実務経験に学ぶところが多いと思われるし、逆も真であろう。法科大学院の最大の功績は、実務家教員を多数法科大学院に配置し、研究者教員との交流が盛んになったことだ、という人も多い。同じ事が公共政策大学院にも言えるのではないか。

1 5 5) 学問知と実践知の融合を意図した人材選びがなされているように見受けられる。ワークショップを通じた教員の結び付きは、研究にも刺激を与えているのではないかとと思われる。

【今後の課題等】

1 5 6) 今のところ問題はないが、公共政策大学院全体の目玉であるワークショップの運営には良い実務家教員を継続的に採用することが不可欠である。派遣元との協議は、マンネリに墮することなく、場合によっては派遣元の変更も辞さない覚悟で、全学部を挙げて戦略的に行う必要がある。

1 5 7) 研究者教員 14 名、実務家教員 5 名と偏りなく配置されていると考える。引き続き、教員としての指導能力を併せ持った優秀な実務家を確保していくことを期待する。

評価項目 8. 管理運営（大変良い：1名、良い：2名、特に問題はない：1名）

【評価すべき点】

1 5 8) 学生が政策立案の実際の現場にいる間も丁寧に指導しており、大変よい。就職も、修了生は他方面に就職しており、問題ない。

1 5 9) 教員の選任についての選考委員会での審査や FD 委員のサポート等により、教員の指導能力の水準を確保するための仕組みが適切に構築されていると考える。

1 6 0) 学生による授業評価アンケート結果の教員へのフィードバックや FD により教育内容や教育方法における問題点の発見・分析・改善を行う仕組みが構築され、その後のカリキュラムや指導内容の改善につながっている。

【今後の課題等】

1 6 1) ここはよく分からないところであり、Cの評価（「特に問題はない」）に止めるけれども、格別悪い印象を抱いているわけではない。

評価項目 9. 施設・設備・図書等（大変良い：1名、良い：2名、特に問題はない：1名）

【評価すべき点】

1 6 2) 24時間稼働のエクステンション教育研究棟の施設は大変よい。

1 6 3) ワークショップのために特別な教室が設けられていることは評価できる。修了生からのメッセージを読むと、誰もがワークショップとの関係で過ごした時間のことを語っているが、ワークショップ室が一つの思い出の空間として記憶に遺っているのではないか。

1 6 4) 平成 22 年 7 月竣工のエクステンション教育研究棟には、公共政策大学院学生用にワークショップ作業室、自習室、コモンスペース、パソコン室等が備えられている。学生が自主性を活かして学習できる環境のインフラ面の整備が行われていると考える。

評価項目 10. その他

【評価すべき点】

1 6 5) 教育内容と教育方法の評価が B になっているが、これらの項目については、評価がいくぶん辛くなっているかもしれない。そうであるとすれば、その理由は、異分野の融合ということに私自身が大きな興味を抱いていて、その実現に関して要求度が高くなっているからだと思われる。けっして貴学の達成度が低いわけではない。ワークショップを

核に据えた貴学の教育には創意と情熱が感じられる。

- 166) 貴学は、国と地方公共団体に毎年着実に一定数の人材を送り出している。そのことは、貴学のカラー、存在意義、目標、理念といったものを明確にしている。ワークショップを中心とする教育内容は、それに見事に対応している。

【今後の課題等】

- 167) 「政策プロフェッショナル」という言葉がすこし気になった。単なる「政策立案の専門家」という以上の「プロフェッショナルリズム」はあるのだろうか。あるとすればどのようなもので、それはどのように教育しているのであろうか。医師の場合も法律家の場合も、日本では「プロフェッショナルリズム」はほとんど議論されていない。学生に「政策プロフェッショナル」の意味を考えさせてもよい。
- 168) 被災地における行政の現場では、震災によりこれまで想定していなかった様々な政策課題が顕在化しており、日々迅速かつ適切に対応することが求められている。そのことは復旧から復興、さらにその先へと段階が進んで行っても同様である。貴大学院での質の高い教育を通じて高い政策立案能力・課題解決能力を身に着けた学生諸君が、一人でも多く被災地の行政の現場で活躍されることを期待したい。

IV 総評

【評価すべき点】

- 169) 評価態勢にはまったく問題はない。誠実な取り組みがなされていると思う。
- 170) 学部、研究大学院、公共政策大学院ともに時代状況や社会的ニーズの変化あるいは国際化の流れに対応し、その教育目的を実現するための多様なカリキュラム、コースの設定等に意を用いている点、概して高く評価される。

【今後の課題等】

- 171) 現代においては企業と同様、大学もガバナンス、コンプライアンスの一層の強化が求められている。これは大学・大学院という高等教育機関に、透明性のある「開かれた」姿が求められていることに他ならない。更に、高等教育機関には、新しい価値を創出し社会に貢献することや、我が国の国際化の先導的役割の一端（人材の輩出、知の最前線からの研究知見の提示、国際交流など）を担うことが期待されている。大学・研究大学院・法科大学院などが全体としてこうした要請・期待に応えているかどうかの評価は非常に重要であり、欠かせなくなったと云ってよいのではないだろうか。時機をみた定性・定量的評価も必要ではあるが、①社会の様々な視点から、大学・研究大学院・法科大学院が教育機関としてまた研究機関として充分機能しているといえるのか、②社会の求める人材の輩出、知の最前線からの研究知見の提示、国際交流などが充分行われているのか、③発展の基礎となる「多様性」は確保されているのか、などについて、目的・方法にまで立ち入って評価をしていくということが極めて重要になっている。こうした意味で、貴校が継続的に取り組んでおられる「外部評価」はますます重要になっていると思われる。
- 172) 事前にいただいた資料からよみとれるカリキュラムや各種制度が実際にどのように実施教育されているのかが、よくわからないことから、なかなか評価をするのが難しいと感じた。なんとか時間のやりくり等をして、授業等を参観させていただくとか、学生からのヒアリング等ができれば、もう少し突っ込んだ評価ができるのではないかと感じた。
- 173) 貴学が、東北地方における大学・大学院レベルの法学教育の要として、その役割を自覚し、それぞれの分野で創意工夫を凝らしていることは称賛に値する。世界の教育機関との連携に力を入れていることも評価できる。問題は、そのことにより、これまで先輩教授たちが築いてこられた東北大学法学部の良き伝統を維持することが難しくなっているのではないかということである。もちろん、何か根拠があつてこのような発言をしているわけではない。単純な理屈として、人数が変わらないのに労働量が増えれば、深い思索に割ける時間は減少する。私自身は、公共政策大学院における異分野交流（教員のレベルのみならず、学生のレベルでも）は、メンバーに対して大いに知的な刺激を与えていると思う。しかし、実践で得られた素材を使って深く思索し、その成果をまとめるには時間を要する。動（現場との関わり）と静（思索とまとめ）のバランスが肝要である。

今後は、法学スタッフの全員が従来のような比較法中心の研究を行うことは難しくなるであろう。またその必要もない。与えられた環境において新しい学問スタイルを構築

すればよいと思う。しかし、東北大学の法学研究の良き伝統（私の理解では、哲学的ともいべき徹底した思索）は維持されてしかるべきである。

- 174) 学部に関しては、グローバル化によりの確に対応するため外国語による講義・演習の増加と少人数教育実践の場としてのロールプレイやディベートの強化によるプレゼン能力の向上を図る必要があると思料される。それらの習熟により、就職面接等において他地域の大学を凌駕するパフォーマンスを在学生や卒業生に期待したい。
- 175) 研究大学院に関しては、留学生の受け入れ等国際化の方向性と実定法研究者の後継者養成という一朝一夕では解決困難な二つの課題に向き合ってきているが、現在までのところいずれも途半ばの感が否めず、教員スタッフの負担は重くなっているものと推察される。今後の両者のバランスのとれたあり方を追求するとともに、東北大学伝統の「研究第一主義」に立ち還る観点から研究活動のレベルの維持に配慮いただきたい。なお、教員におかれては引き続き行政機関の委員等として地域社会への貢献もお願いしたい。
- 176) 公共政策大学院に関しては、定員確保という点で困難を抱えているが、実務に直結する「公共政策ワークショップ」による体験型政策教育の実践や学生に「公共性への情熱と公務に対する献身的な資質」を求めていること等が特に評価される。今後とも被災地の行政機関への優秀な人材の供給をお願いしたい。
- 177) 第三者評価に関しては、概ね現状のとおりで良いと思われるが、何かしら定量的に評価するためのKPIが一つでもあればもっと客観的な評価が可能になると思料される。
- 178) 第三者評価は、時間の制約で書類審査が中心とならざるを得ない。それにしても半日ではなく、せめて1日（10：00～17：00）とし、昼も食事をしながら学生面談などに宛ててはどうか。今回は、学部学生や公共政策大学院の学生との面談もあれば良かった。

資料

平成 27 (2015) 年度東北大学大学院法学研究科・法学部
外部評価 (第三者評価) 委員 (6 名)

※五十音順、敬称略

伊藤 敬幹 (仙台市副市長)
内田 正之 (仙台弁護士会元会長)
尾崎久仁子 (国際刑事裁判所副所長、判事)
柏木 昇 (東京大学名誉教授)
交告 尚史 (東京大学教授)
酒井 久雄 (株式会社有斐閣元顧問)

<各委員の担当>

- ・法学部・研究大学院 (法政理論研究専攻) 伊藤、内田、尾崎、柏木、交告、酒井
- ・法科大学院 (総合法制専攻) 内田、柏木、酒井
- ・公共政策大学院 (公共法政策専攻) 伊藤、尾崎、柏木、交告

東北大学法学部・法学研究科外部評価（第三者評価）委員会内規

制 定 平成19年 5月16日

（設置）

第1条 東北大学法学部・法学研究科に外部評価（第三者評価）委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 評価委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

①法学部・法学研究科の研究教育に係る活動実績・活動状況・環境整備状況等について客観的評価を加え、活動内容に問題点・改善点があるときは、これを指摘すること。

②外部評価（第三者評価）報告書のとりまとめに関すること。

（2）前項の目的のため、委員は法学部・法学研究科に対して、研究教育活動資料等の提示および内容の説明を求め、施設等の調査をすることができる。

（組織）

第3条 評価委員会は、大学、公的機関、民間企業等の有識者8名以内の委員をもって組織する。

（委員長）

第4条 評価委員会に委員長を置く。委員長は、委員の互選により定める。

（会議）

第5条 評価委員会は、第2条第1項第1号および同項第2号に定める事務を行うため、評価委員が出席する会議を開催することができる。

（2）委員は、前項の会議に出席しない場合であっても、文書を送付するなどの方法によって、会議において意見を述べることができる。

（3）評価委員会は、専攻、学部ごとに、評価を実施することができる。専攻、学部ごとの評価については、評価委員会の一部の委員によって評価を実施することができる。

（4）第1項及び前項の会議には、必要に応じ、オブザーバーとして、法学研究科長・法政実務教育研究センター長・専攻長・評価担当教員および担当職員が出席できるものとする。

（委嘱）

第6条 委員は、研究科長が委嘱する。

（任期）

第7条 委員の任期は2年とし、更新を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（外部評価（第三者評価）内容の公表）

第8条 外部評価（第三者評価）における意見は、個人を特定せず、評価委員会での意見としてとりまとめ、その概要を外部評価（第三者評価）報告書、ホーム・ページ等で公表する。

（報酬）

第9条 委員等に対しては、所定の旅費及び報酬を支払うものとする。

（2）前項の詳細は、別途定める。

（外部評価（第三者評価）補佐委員会）

第10条 評価委員会の運営を補佐するため、法学部・法学研究科に外部評価（第三者評価）

補佐委員会（以下、「補佐委員会」という。）を置く。

（２） 補佐委員会は、法政実務教育研究センター長及び３名の評価担当教員をもって組織し、法政実務教育研究センター長が委員長をつとめる。

附 則

この内規は、平成１９年５月１６日から施行する。

附 則（平成２０年９月１０日改正）

この内規は、平成２０年１月１日から施行する。

附 則（平成２１年３月１８日改正）

この内規は、平成２１年７月１日から施行する。

附 則（平成２１年１２月１６日改正）

この内規は、平成２１年１２月１６日から施行し、改正後の第３条の規定は、平成２１年１２月１日から適用する。

附 則（平成２３年７月２０日改正）

この内規は、平成２３年７月２０日から施行する。

附 則（平成２４年１２月１９日改正）

この内規は、平成２４年１２月１９日から施行する。